

子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例(仮称)に盛り込むべき内容骨子(素案)

○ 目的

「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践を促進する方策等を定めることにより、この憲章の一層の普及と実践行動の推進を図る。

○ 基本理念

憲章の普及と実践行動は、家庭・地域・学校・企業・行政など社会のあらゆる場で、保護者・地域住民・学校関係者・事業者・市の連携・協力により推進する。

○ 憲章の実践方策(それぞれの責務と基本的施策)

(1) 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために

- ・ 保護者・地域住民・学校関係者は、事業者・市と連携・協力し、子どもの遊びと学び、生活・文化・自然・社会における体験の場と機会を提供する。
- ・ 市は、保護者・地域住民・学校関係者・事業者の連携・協力し、児童虐待・児童ポルノ、薬物乱用・性感染症等、子どもの命を脅かすものの撲滅を推進する。

(2) 子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために

- ・ 保護者・地域住民・学校関係者は、京都市市民憲章等の守るべき規範を実践する。

(3) 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために

- ・ 地域住民・学校関係者・事業者は、親支援プログラム等の親として育ち学べる場と機会を提供する。
- ・ 保護者とその予定者は、親として育ち学べる取組に積極的に参加する。
- ・ 市は、それらの条件を整備する。

(4) 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために

- ・ 保護者は、家庭での早寝・早起き・朝ごはん等の規則正しい生活や、家族での会話・家事・読書・体験活動等を実践する。
- ・ 地域住民・学校関係者は、その支援を行う。
- ・ 事業者・市は、その条件を整備する。

- (5) 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために
- ・ 地域住民は、互いに連携・協力し、子どもを見守る。
 - ・ 学校関係者は、子ども・保護者・地域住民の交流とそれぞれが役割を持って育ち合う体験の場と機会を提供する。
 - ・ 事業者・市は、子どもと関わる地域住民の連携・協力団体を支援する。
 - ・ 地域住民・学校関係者・市は、課題を抱えつつ孤立した子どもや保護者を支援する。
- (6) 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先するために
- ・ 保護者・地域住民・学校関係者・事業者・市は、自然環境にやさしいライフスタイルを実践・推進する。
 - ・ 事業者・市は、保護者・地域住民・学校関係者が男女共に仕事と生活の調和が実現できる措置を講じる。(事業者による職場環境の整備, 市による啓発及び子育て支援施策の推進等)
 - ・ 事業者・市は、保護者・地域住民・学校関係者と連携・協力し、携帯電話・インターネットの弊害, 電子映像メディア依存, 性・暴力情報, 有害玩具等, 子どもの健やかな育ちを脅かす社会環境を改善する。(事業者が子どもに有害な製品を提供しない, 保護者が学校関係者等と連携・協力し子どもに有害な可能性のある製品の使用ルールを決める, 市が啓発する等)

○ その他

(1) 顕彰

憲章の優れた実践に取り組む個人・団体・事業者等を表彰する。

(2) 憲章の日

憲章推進の気運を醸成するため、毎年2月5日を憲章制定記念日、毎月〇〇日を憲章推進の日と定め、保護者・地域住民・学校関係者・事業者・市等で推進事業を実施する。

(3) 推進体制・市民会議

憲章を普及推進するために有効な本市行政体制の構築と市民会議の設置を行う。

※ 上記については、「条例に盛り込むべき内容」について御議論いただくための資料として作成したものであり、文言・構成等については今後適宜修正されます。